

税と治安政策

浦野 広明

東京 23 区の消費者物価指数は、(1) 総合指数が 20 年を 100 とし前年同月比は 3.8% の上昇、前月比 (季節調整値) は 0.5% の上昇、(2) 生鮮食品を除く総合指数が前月比 (季節調整値) は 0.4% の上昇、(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数が 102.1、前年同月比は 2.5% の上昇、前月比 (季節調整値) は 0.3% 上昇した (総務省 22 年 11 月 25 日発表)。40 年 7 か月ぶりという記録的な上昇率である。都市ガス代が 33%、電気代は 26% 上昇した。食用油 40.4%、ハンバーガー 18.3% などすさまじい。

消費税を 8% に増税した後の 14 年 5 月以来、8 年半ぶりの大きな落ち込みである。40 年ぶりの物価上昇が続く中、実質賃金は落ち込んでおり、消費者の生活防衛意識は高まっている。岸田文雄首相は、三重県伊勢市で年頭の記者会見に臨んだ。「この 30 年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。私はこの問題に終止符を打ち、賃金が毎年、伸びる構造をつくりたい。今年の春闘について、連合は 5% 程度の賃上げを求めています。ぜひ、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います」(23 年 1 月 4 日)。まるで他人事である。トリクルダウンは、大企業が利益を増やせば経済の好循環が生まれ、庶民にしたたり落ちるとする考え方である。

岸田氏は、大企業優遇税制や株価つり上げ政策を進めた安倍晋三政権の下で閣僚や自民党役員としてアベノミクスを推進し、首相就任後も継承した人物、日本を「成長しない国」「賃金が上がらない国」にした当事者なのである。

I アベノミクス

アベノミクスの「異次元の金融緩和」は、円安・物価高で国民を苦しめ、日本経済を弱体化させた。

1. 貿易赤字

大企業は、円換算で増えた海外子会社の利益によって収益を増やしたが、国内生産は衰退し、貿易赤字が定着した。財務省が 22 年 11 月 17 日に発表した 10 月の貿易統計速報によると、輸出額から輸入額を差し引いた貿易収支は 2 兆 1,622 億円の赤字だった。10 月としては、比較可能な 79 年以降で最大の赤字となった。

2. 1,000 万人の働く貧困層

個人消費を中心に内需を活発にこそ経済を立て直すことができる。1 年間働いたのに賃金が年間 200 万円以下のワーキングプア (働く貧困層) は 10 年以上にわたって 1,000 万人を超えている。最低賃金の引き上げは一刻を争う課題である。全国どこでも時給 1,500 円以上の最賃実現に政府が責任を果たすべきである。

3. 大企業の内部留保

財務省が 22 年 12 月 1 日に公表した 22 年 7-9 月期の法人企業統計によると、資本金 10 億円以上の大企業の内部留保は 9 月末時点で 505.4 兆円となった。第 2 次安倍晋三政権発足前である 12 年の同時期と比べると 57.3% も増えた。優遇税制、賃上げ抑制、大幅なコスト減などで内部留保を積み増したのである。賃上げは待ったなし、新自由主義とアベノミクスがもたらした、ゆがみを正す改革が急務となっている。

4. 高市氏の発言

れいわ新選組の大石晃子政審会長は NHK 日曜討論で、「数十年にわたり法人税は減税、お金持ちをさんざん優遇してきた」として、消費税減税をしないのはおかしいと発言した (22.06.19)。これに対して、自民党の高市早苗政調会長 (当時) は、「れいわ新選組から消費税が法人税の引き下げに流用されているかのような発言がこの間から何度かあったが、まったくの事実無根」と述べ、「消費税は法律で社会保障に用途が限定されている。デタラメを公共

の電波でいうことはやめていただきたい」と述べた。また、自民党の茂木敏充幹事長は、「野党の言うように下げるとなると、年金財源を3割カットしなければならない」と述べた（同日曜討論 22.06.26）。

高市氏の発言は次の消費税法1条2項を根拠としている^(注1)。このように政府は消費税引き下げに反対する理由として「法律で消費税は社会保障財源にすることが決まっている」という。しかし、消費税法は特定の経費に充てる目的で課す目的税でなく、用途を特定せず一般経費に充てる目的で課す普通税である。普通税をあたかも目的税かのように述べる高市氏の発言は的はずれである^(注2)。

(注1) 消費税法1条(趣旨)は次の規定をしている。消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする(2項)。

(注2) 89年の消費税導入から34年間で国と地方を合わせた消費税総額は476兆円である。一方で国・地方の法人税は324兆円、所得税・住民税は289兆円も減収している。これを見れば消費税収が法人課税や所得税・住民税の穴埋めに使われたことがわかる。政府が消費税引下げに反対する理由は、富裕層・大企業減税の代替税としての消費税が必要だからである。

II 日本税財政

1. 消費税

消費税は弱い者いじめの税である。課税対象が増すと税負担率が低下する「逆進税」である。1万円の買い物をして、1,000円の消費税を負担したと仮定する。月の年金収入5万円の年金生活者と月の給料賞与収入が300万円の黒田日銀総裁人について、収入に対する税負担率を見てみよう。年金生活者は $1,000 \div 50,000 \text{円} \times 100 = 2\%$ 、黒田は $1,000 \div 3,000,000 \text{円} \times 100 = 0.33\%$ となる。つまり、低所得者ほど重い負担となる税で憲法14条の差別禁止に違反している。

1) 無責任な「解説者」

消費税引き下げの賛否は、その実質的理由に即して争われるべきであって、普通税を目的税

かのように偽って、法律うんぬんを持ち出すのは問題をそらすことになる。

このように、税について述べる向きに多く見受けられるのは、法律の条文の羅列に終始する解説である。税法の解釈は課税庁の意図を解説することではなく、それとどう対処するかについて述べる実践的行為でなければならない。日本の税法学者の大半は解説者である。解説者は解説をすることで、解説者自らの責任を回避する態度をとりがちである。

論者に問われているのは「実定法がどうなっているか」ということではなく、「あなたは実定法についてどう解釈するか」ということである。それに対する答えはただ一つ「私は実定法をこう思う」ということであって、「条文を長々と羅列して実定法はこうなっている」ということではない。

2) 税の運動

解釈の主体は解釈者(論者)、実定法はその客体(対象)にすぎない。解説によって主客転倒してしまい、主体たる論者の責任は客体である法規の中に埋もれてしまう場合が多々ある。解釈の実践性を強調すると、恣意的でないかと反論されるが、そうではない。その実践性を明らかにすることによって、解釈者の主体的責任を問うことが重要である。罪を法規のせいにして自らの責任を回避する、解説という昔から受け継がれている悪しき慣習のほうが、よほど恣意的である。

法の解釈は、法源としての制定法の解説ではなく、法源を理論的に駆使して行う主体的な価値判断である。税制、税務行政は刻一刻と国と納税者との対抗関係で動いているから、運動をしなければそれだけ後退する。運動をすると運動しただけ、ある局面では負けたように見えたか、負けたとしても、多くの反対意見は確実に反映される。

2. 申告納税制度

自らのことは自らで決める。人が生きる上でとても大切なことである。このことを憲法では自己決定権という(13条)。申告納税制度は税の自己決定権である^(注1)。

1) 申告納税制度の出発

第2次大戦後における日本民主化の起点は1946年11月の日本国憲法制定であった。税の民主化政策としての申告納税制度は、1947年、3税（所得税、法人税、相続税）に導入され、その後多くの国税に適用された^(注2)。

現行の国税は原則として「申告納税制度」が採用されている。しかし、給与所得者には、申告納税制度が原則として適用されていない。欧米の給与所得者は申告納税制度が適用されているにもかかわらず、わが国の給与所得者には申告権（税の自己決定権）がない。そのことが労働者の税に関する無権利状態を助長し、日本政治の劣化の原因になっている。

2) 税義務決定権

申告納税制度のもとでは、納税者に納税義務確定権があるから、通常は申告することによって納税義務が確定する。しかし、当初申告が変更されることがある。申告内容が変更になるのは、納税者が自ら行うもの（修正申告・更正の請求）と、課税庁（税務署）によってなされるもの（更正や決定処分）がある。税法が執行される過程は、行政過程と裁判過程に大別される。納税者が申告内容を自ら変更することは申告権の行使であるが、課税庁から申告内容が不本意に変更されることのないよう注意することが必要である。

3) 事前調査

法定申告期限は税目によって異なる。たとえば、所得税の法定申告期限は所得が生じた翌年の3月15日である。申告納税制度のもとでは、まず、納税者は申告により自己の税金を決めるから、税務署は法定申告期限前に調査をすることはできない。

4) 個人の収支内訳書

記帳の水準は当然に事業規模の大小によって異なる。憲法は、「すべて国民は、個人として尊重する」（13条）としている。所得税や法人税などは納税者自身が税法に基づき、所得や税金の計算をして税務署に申告する申告納税（自主申告）制度を採用している。申告納税制度は、法律上の大原則である「自己決定権」の考え方に合致する。

したがって税務署は事業規模に応じた記帳を尊重しなければならない。時には納税者が精一杯行なった領収証の整理なども立派な記帳である。憲法（13条、14条、25条、29条）から導かれる応能負担原則は税負担だけでなく、記帳の水準においても考慮されねばならない。

消費税の導入を前提に1984年に申告納税制度が「改正」された。「改正」点の一つが収支内訳書の添付制度であった。事業者はそれぞれの方法で自らの所得を計算しているのだから、事業規模を考慮せず一律に収支内訳書の添付を求めることは無理である。収支内訳書は財務省令が決めている様式である（所得税法120条1項11号）。財務省令は法律ではない。省令が法律の役割を委任することになるのは、あくまでも所得税法においてこの部分は省令に任せるという個別的・具体的な委任規定がなければならない（憲法84条）。上記所得税はこの具体的・個別的な委任をしていない。だから国税庁も収支内訳書の添付は確定申告書受理の要件ではないとしている。

5) 個人の白色申告者の記帳・記録保存制度

所得税法231条の2第1項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）は、2011年度に改定された^(注3)。

この改定について国税庁は、過年度の所得の合計が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、2014年（平成26年）1月から同様に必要になると説明した^(注4)。

しかし、帳簿の記載は、収支内訳書で述べた理由と同様に事業規模に応じて異なってよいのである。また、所得税法231条の2は財務省令に対して具体的・個別的委任をしていないので、単なる訓示規定（税務署の願望規定。それに反しても申告内容に影響がない）である。

(注1) 自己決定権は、「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由」である（芦部信喜『憲法・新版』岩波書店）。

(注2) 国税通則法は、「国税について納付すべき税

額の確定の方式」についてつぎの規定をしている（第16条第1項）。①申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従って いなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に 限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方法をいう。②賦課課税方式 納付すべき税額がもつばら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

(注3) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）で、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年12月31日において300万円を超えるもの又はその年の前々年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の3月31日において300万円を超えるもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類で、財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

(注4) 国税庁は次のように説明している。
我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。1年間に生じた所得金額を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。青色

申告者については、一定の要件を備えた帳簿書類を備え付け、記録し、保存するよう定められていますが、白色申告者のうち一定の人に対しても、記帳制度や記録保存制度が設けられています。（注）個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要になります。

Ⅲ不公平な税制

所得をもらさず集めて、所得が増えるにしたがって税率をだんだん高くするのが「総合累進所得課税」である^(注)。

応能負担原則（応能原則）の中心は総合累進所得課税である。これ以外の方法で真の税制改革はできない。次は応能原則による税収試算である。逆に言えばこの試算額は富裕層・大企業の免れている税額でもある。

1. 所得税

1) 申告所得税

2020年分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、1976年当時適用の税率（概要）を適用すると、11兆5,312億円の税収が確保できる（14兆8,512億円-予算収入3兆3,200億円=11兆5,312億円）。

2) 源泉所得税

35%の源泉分離課税は、利子については

2020年分申告所得税額の概算計算（1976年の超過累進税率適用）

課税所得階級	1976年の税率%	課税所得 金額(1)億円	実際負担 税率等(2)	納税額(1)×(2) 億円
100~200万円以下	10・12・14	24,659	5%	1,232
200万円超 300〃	18	32,368	14%	4,531
300〃 500〃	18.21.24	55,771	17%	9,481
500〃 1,000〃	24・27・30・37・ 38	80,655	25%	20,163
1,000〃 2,000〃	38・42・46	74,941	36%	26,978
2,000〃 5,000〃	50・55・60	71,826	52%	37,349
5,000〃 1億円超	75	85,576	57%	48,778
合計		42兆5,796		14兆8,512

2020年分の課税所得階級は国税庁統計情報による。課税所得200万円超より上位の課税所得区分について1976年の超過累進税率を適用すれば14兆8,512億円の税収が確保できる。課税所得200万円以下については、低所得者を配慮するため10・12・14%の税率ではなく、2015年以後に採用された税率の最低税率5%によって計算した。2020年分の申告所得税の予算収入額は3兆3,200億円である。納税額は億円以下切り捨てた。合計額の不一致は端数切捨てによる。

1978年から1987年の間、配当については1978年から2002年の間の長い期間にわたり採用されていた。2020年度の利子・配当・株式所得に35%の税率を適用すると11兆1,245億円の増収となる（16兆7,339億円-5兆6,094億円=11兆1,245億円）。

2. 相続税

相続税は所得税の補完税的役割（所得の累積）がある。5億円超~100億円超の相続税の課税価格について1988年の相続税の最高税率を適用すると、1兆1,890億円（2兆1,610億円-9,720億円=1兆1,890億円）の増収となる。

3. 法人税（法人所得課税）

大企業優遇税制をなくし、法人税に所得税並みの超過累進税率を適用すると、法人税は19兆8,530億円+地方法人税2兆0,448億円=21兆8,978億円が増収となる。次の図は、公平税制を求める会共同代表・菅隆徳税理士が作製したものである。

4. 住民税

2020年分申告所得税額の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用

消費税導入前の源泉分離課税による2020年分増収額（単位：百万円）

①支払金額		②実際源泉徴収額	③35%源泉 (①×35%)	④増収額 (③-②)
利子	6,786,256	297,348	2,375,189	2,077,841
配当	33,908,059	4,255,978	11,867,820	7,611,842
投資信託	2,282,427	310,611	798,849	488,238
特定配当	1,555,142	234,126	544,299	310,173
特定株譲渡	3,279,349	511,351	1,147,772	636,421
合計	42,833,579	5,609,414	16,733,929	11,124,515

国税庁統計情報に基づき計算した。合計額の不一致は端数切捨てによる。

2020年中に開始した相続税の増収額

課税価格階級	被相続人数	課税価格 (単位：百万円)	納付税額 (単位：百万円)
5億円以下	117,012	12,865,501	1,119,422
5億円超~100億円超	3,360	3,528,205	972,038
合計	120,372	16,393,706	2,091,460
上記5億円超~100億円超	3,360	3,528,205	2,161,025

課税状況は国税庁統計情報による。1988年の相続税の最高税率は、取得分5億円超は75%で実負担率は61.25%（75%-6,875万円）である。2兆1,610億円は3兆5,280.05億円×61.25%で算出した-2020年度の法人税収11兆1,778億円=19兆8,530億円（2）地方法人税19兆8,530億円×10.3%=2兆448億円

(3) 増収額 (1) + (2) =21兆8,978億円

し概算計算すると、1兆6,090億円の税収が確保できる。

5. 所得課税の増収額合計

下記の表に示した47兆3,475億円の財源が生まれる。

法人税を累進税率とした場合の法人税収（2020年度）

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当り平均所得 ③ (①/②)	累進税率による 1社当り法人税額④	累進税率による法人税収 ⑤ (④×②)
(資本金階級別)	百万円	社	百万円	万円	百万円
100万円以下	1,855,276	195,882	9	55	107,735
100万円 超	170,826	28,261	6	30	8,478
200万円 〃	2,982,664	385,084	8	40	154,033
500万円 〃	5,854,844	258,135	23	295	761,498
1,000万円 〃	2,454,844	66,766	37	645	430,640
2,000万円 〃	5,581,090	72,967	76	1,620	1,182,065
5,000万円 〃	6,306,266	26,248	240	5,720	1,501,385
1億円 〃	4,903,498	7,612	644	17,260	1,313,831
5億円 〃	1,333,153	1,083	1,231	40,115	434,445
10億円 〃	4,484,161	2,099	2,136	80,840	1,696,831
50億円 〃	2,295,993	492	4,667	194,735	958,096
100億円 〃	22,150,387	697	31,780	1,415,720	9,867,568
連結法人	28,384,165	1,037	27,371	1,216,415	12,614,223
合計	88,757,211	1,046,363			31,030,828

(出所) 国税庁、令和2年度分「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5%（所得800万円以下）、15%（所得2,000万円以下）、25%（所得5億円以下）、35%（所得10億円以下）、45%（所得10億円超）の5段階とし、超過累進税率を適用している。合計所得金額＝申告所得金額＋受取配当益金不算入額等＋引当金等増加額＋連結納税によって相殺された所得金額を示している。

増収額は次によって算出した。(1) 累進税率による法人税収31兆308億円-2020年度の法人税収11兆1,778億円＝19兆8,530億円 (2) 地方法人税19兆8,530億円×10.3%＝2兆448億円

(3) 増収額 (1) + (2) = 21兆8,978億円

2020年分申告所得税額の実際所得による概算住民税計算（1974年の超過累進税率適用）

課税所得階級	課税所得金額 (1)	所得別税率 (2)	納税額 (1) × (2)
120万円以下	2,906億円	7%	272億円
300 〃	5兆4,121億円	7%	3,788億円
500 〃	5兆5,771億円	7%	3,903億円
1,000 〃	8兆0,655億円	14%	1兆1,921億円
2,000 〃	7兆4,941億円	15%	1兆1,241億円
7,000 〃	7兆1,826億円	17%	1兆2,210億円
8,000万円超	8兆5,576億円	18%	1兆5,403億円
合計	42兆5,796億円		5兆8,669億円

課税所得額は国税庁統計情報に基づき計算した。500万円以下は最低税率を適用し、5,000万円超は8,000万円超に含めた。住民税の概算収入額は課税所金額42兆5,796億円に10%を乗じた4兆2,579億円とした。増収額は5兆8,669億円-4兆2,579億円＝1兆6,090億円となる。納税額は、億円未満は切り捨てた。合計額不一致は端数切捨てによる。

所得課税の増収額合計

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	11兆5,312億円	2020年分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	11兆1,245億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率35%を2020年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税 (累積所得)	1兆1,890億円	2020年中に開始した相続税の課税価格5億円超~100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	21兆8,978億円	2019年度の法人税について、5段階(5%、15%、25%、35%、45%)の超過累進税率を適用した。
住民税	1兆6,090億円	2020年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計		47兆3,515億円

(注1) 総合累進課税について、宮本憲一教授は「人類の叡智」といい、「これに代わる公平で民主主義的な税制がいまのところない」と述べている(宮本憲一・鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』税務経理協会)

IV 治安政策

立憲民主党、社会民主党、日本共産党、れいわ新選組の野党4党は22年6月10日、「時限的消費税減税法案」(正式名称:消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案)を衆院に共同提出した。この法案は、21年9月に市民連合と野党4党で合意された「衆議院総選挙における野党共通政策の提言」に基づいて共同提出したものであり、物価高騰による国民生活や国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平性の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図ることを目的としたものである(注1)。

このような法案の実現は、富裕層や大企業など資本主義社会における国家権力の担い手にとって許しがたいことである。国家権力の存続・維持のために治安政策として税制面でも治安目的の立法が行われてきたし、増強がはかられている。

以下は主な治安立法の系譜である。

1. 国税通則法

1) 国税通則法の創設(1962年)

国税通則法(昭37法66、通則法)は、制定当時「政治的暴力行為防止法」(政暴法)の税

務版だとさわがれ、学会、言論界、中小企業や労働者の団体などから、はげしい批判をうけた。政暴法は、61年5月13日、自民、民社両党が議員立法で国会に提出した。同法案は、傷害、逮捕監禁、強要、集团的暴行、脅迫、器物損壊、官邸国会侵入などの、大衆運動の日常の過程でおこりがちな事犯のすべてを政治的暴力行為の概念にとりこんで、小企業のささやかな労働争議から安保条約反対運動のような大国民運動にいたるまでの、あらゆる民主的大衆運動を治安機関の管理のもとにおき、これを弾圧することをねらったものだった。民主勢力はたたかいを継続し廃案に追いこんだ。

政暴法を廃案に追い込んだ運動は、国税通則法(通則法)の反対運動に引き継がれた。反対運動に抗しきれず、政府は国税通則法案の修正を余儀なくされた。「実質課税の原則」「租税回避行為」「行為計算の否認」の名のもとにおける恣意的な課税条項、「記帳義務」、「納税義務に関する調査」条項が法案から削除された。他方、「人格のない社団等」の納税義務等を内容とする国税通則法の制定は、徴税強化法ならびに民主活動弾圧法として大きな意味を持った。

2) 通則法の改定

政財官界は、62年の国税通則法法案から削除された部分について、政府・権力者などに迎合し都合の良い説を唱える学者などを動員してよみがえらせようと企てた。それが2011年度税制改定のなかの国税通則法改定である。軍事

体制の強化を支えるのは大衆課税と治安立法である。野田内閣は、民主、自民、公明の「3党謀議」を後ろ盾にして、消費税率の10%への引き上げと社会保障切りすてを押し付ける「一体改革」関連法案を強行成立させた（12年8月10日）。

日米安保の体制のもとで、日本政府が、アメリカに対してものを言えない状況が戦後から今に至るまで続いている。この状況下で消費税増税を含む庶民増税と国税通則法の改悪が行われた。

(1) まやかしの事前通知規定

国税通則法74条の9第1項はおおむね次のように規定する。

税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第74条の11（調査の終了の際の手續）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条ま

でにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第74条の2から第74条の6まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 調査の対象となる税目

通知11項目（『図解国税通則法』大蔵財務協会）

No.	事前通知事項	(参考) 根拠条文
1	実地の調査を行う旨	国税通則法第74条の9第1項
2	調査開始日時	国税通則法第74条の9第1項第1号
3	調査開始場所	国税通則法第74条の9第1項第2号 国税通則法施行令第30条の4第2項
4	調査の目的	国税通則法第74条の9第1項第3号 国税通則法施行令第30条の4第2項
5	調査の対象となる税目	国税通則法第74条の9第1項第4号
6	調査の対象となる期間	国税通則法第74条の9第1項第5号
7	調査の対象となる帳簿書類その他の物件 ※国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知	国税通則法第74条の9第1項第6号 国税通則法施行令第30条の4第2項
8	調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所 又は居所	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第1号
9	調査を行う当該職員の氏名及び所属官署 ※当該職員が複数であるときは、代表する者の氏名及び所属官署	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第2号
10	調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第3号
11	事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第4号

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

課税庁側は「事前」通知について以下のように図示している。

この規定は、税務署長が部下の職員に調査権を行使させる場合、税務署長自らが納税者や代理人に通知をする事項を並べたものにすぎない。調査は、納税者が行なった申告内容について調査をしなくてはならない合理的な根拠があるときに行われるべきものである。上記11項目には通則法が求める「必要があるとき」（調査の必要性）が欠けており「まがい」（みせかけ）の事前通知となっている。

上記のように国税通則法74条の2第1項本文は、「所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるとき」に限って調査ができると規定している。調査を行うためには、納税者が行なった申告内容について調査をしなくてはならない合理的な根拠を示す「真実の事前通知」が必要となる。

調査は「必要がある」場合にできるのであり、理由（根拠）がなければ調査はできないのである。国税通則法74条の9第1項は事前通知事項に「目的」を掲げている。しかし、目的と理由は意味がちがう。目的は調査をしたいという課税庁の願望にすぎない。課税庁は願望で調査ができるのではない。あくまで申告した内容に関する個別的・具体的な理由を納税者に明らかにし、納税者が理解した場合に調査が始まるのである。

納税申告者はたくさんいる。その中でなぜその申告者が調査対象に選ばれ、何時間も仕事の時間をさいて調査に応じなければならないのか、それなりの理由を税務署は持っているはずである。したがって、税務調査にあたり納税者は、調査を行う理由や何年分のどの部分を調べののかをはっきりさせて、その範囲に限って行なわせることが大切である。税務職員が、調査にあたって、なぜ調査を行なうのか、その調査の範囲はどこまでなのかなどについて、納税者に具体的に説明することは、適正手続（憲法13条、

31条等）の要請である。

通則法74条の9第1項は調査の事前通知等について以下の規定をした。この規定には肝心な調査理由の開示がされていない。これでは事前通知とは言えない。

(2) 抜き打ち調査規定の創設

国税通則法74条の9第1項は「調査は必要があるとき」に限ってできるとしている。調査官の願望で調査はできない。あくまで申告した内容に関する個別的・具体的な理由を納税者に明らかにし、納税者が理解した場合に調査ができるのである。

同法第74条の10は「調査の適正な遂行に支障を及ぼす」ときには事前通知なしで調査ができると定めているが、この規定は適正手続に反し違憲無効である^(注2)。

まやかしの事前通知に加え次のような事件がおきている。大阪・岸和田税務署が事前通知をしない調査をした。納税者が通知無視の理由を明らかにしようと情報公開を求めたら、税務署は「黒ぬり」で「開示」をしてきた。

(3) 国犯犯則取締法と通則法の合体

①改定前通則法の罰則に煽動罪編入

17年度税制改定によって、通則法に国税犯則取締法（国犯法）の合体がなされた。つまり、合体前の国犯法の規定は通則法に11章（犯則事件の調査及び処分）を設けて、その中に規定したのである。ところが、国犯法22条「申告・徴収・納付煽動罪」（煽動罪）については11章に規定せず、通則法10章（罰則）に混入したのである。

②煽動罪

通則法は所得税、法人税その他税法の調査権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと規定している（74条の8）。刑事訴訟法は、刑事事件につき、刑罰法規を適用する手続を定めた法律である。犯罪捜査は、検察官が刑罰を科そうとする事件について、公訴（裁判を求める申立て）に備えて、犯人を発見、証拠の確保などをするための捜査機関の活動である（刑事訴訟法189条~246条）。

国犯法は、国税に関する犯則事件（租税犯）について、その調査・告発・通告処分などの手

続を定めていた。国犯法に基づく調査および処分の対象となる犯則事件は、すべての税法が規定する罰則の対象とされる租税犯である。

本来、犯罪は、刑事訴訟法の手続によって捜査機関による検査と裁判所による審理裁判が行われるのが原則である。しかし、犯則事件の調査は、租税犯が特殊だという理由で刑事訴訟法の手続と異なり税務職員が行う。警察官は税務職員の求めに応じて、税務職員が行う臨検・捜索・差押えを援助する。

国犯法は、租税犯の特殊性から刑事訴訟法の特別の定め（特別法）として存在したものである。その国犯法が通則法と合体された。通則法は犯罪捜査のために認められたものではないとしていながら、その通則法の中に、旧国犯法の犯罪捜査を規定した。通則法内部での自己矛盾である。この矛盾は犯罪捜査の手法を用いた調査強権化への野望である。

扇動罪について、通則法 126 条は次の規定（煽動罪）をした^(注3)。

つまり、納税義務者に申告不履行、虚偽申告、不徴収、不納付を扇動する（1 項）、申告不履行、虚偽申告、不徴収、不納付を目的に暴行・脅迫を加えること（2 項）を構成要件としている。扇動とは、他人に対して正しい判断を失わせて実行させ、または間違った判断を助長させる刺激を与えることであり、その意味は曖昧である。

喫茶店に「平和のために再軍備の徴税に反対しよう」という趣旨のビラを置いたことが扇動罪に問われた事件がある^(注4)。

③罰金を払わなければ脱税犯（通告処分）

通則法と合体した国犯法条は「通告処分」の規定を置いている。つまり、国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により、犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金若しくは料りに相当する金額、没収品に該当する物品、徴収金に相当する金額及び書類送達並びに差押物件の運搬、保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を通告しなければならない。

通告処分は罰金等（罰金相当額）を課す処分であり、払ったら再び審理されない（一事不再

理、16 条）。つまり、通告処分は、「間接国税」に関する犯則事件について定めている手続である。犯則者が、通告を履行したときは、起訴されない（16 条）。裁判を受けないで、刑罰が科される。犯則者が通告を履行しないときは、処分庁は告発する（17 条）。通告処分制度は、税務行政庁の公権力の行使に関して不服があっても、訴訟を認めないのであって、納税者の裁判を受ける権利を奪うものである（憲法 32 条違反）。

筆者の経験では旧物品税違反で零細事業者に 3 千万円の罰金を払えという通告処分の例があった。

2. 税務に関する共謀罪法

17 年 6 月 15 日、参院本会議において自民・公明・日本維新の会などの賛成多数で、「共謀罪処罰法」（共謀罪法）が可決、成立した。

共謀罪の対象は共謀罪別表に 277 の罪が規定されている。税務に関係する主なものは、地方税法、関税法、所得税法、法人税法、消費税法、会社法違反の罪である。^(注5)

3. 取引高税法

敗戦国日本が米軍に占領されていた 48 年に取引高税法（昭和 23 年法律第 108 号）が制定され、同年 9 月から、物品販売業、銀行業、製造業、運送業など全 39 業種を対象として、税率 1% の国税として、取引高税印紙で納める方式が採用された。

取引高税の罰則はとんでもないもので、逋脱（ほだつ：税をのがれること）額の 20 倍の罰金、情状により 5 年以下の懲役若しくは逋脱額の 20 倍を超え 40 倍以下の罰金が課された。調査も過酷であった。吉田敏幸公認会計士・税理士は当時のことを次のように述べている。

「昭和 23 年（1948 年）9 月、芦田内閣が占領軍のバックアップで取引高税を実施した。1 週間後に国税庁の役人が銀座と上野のアメ横を視察したら、彼らが見ている前で 112 件の違反が摘発された。9~12 月の 4 ヶ月で 1 万 2 千人の検挙者が出るというシロモノであり 1 年 4 ヶ月で廃止になった（全国商工新聞 1987 年 3 月 2 日）」

4. 自主申告運動を弾圧する「税務相談停止命令」

23年度税制大綱は、財務大臣が「税理士でない者は税務相談を停止しろ」と、中小業者、農民、年金者、建設労働者、生活と健康を守る団体などに命令をする、自主申告運動への思想弾圧と組織破壊をくわだてる方針を打ち出した(22年12月23日閣議決定)。

停止命令規定の概要は下記のように政治の中心課題である税財政の民主主義を求める運動を徹底的に抑圧するものである。

1. 財務大臣は税務相談の停止命令ができる。命令違反者には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科し、違反者名を3年間インターネットや官報で公示する。

2. 国税庁長官は税務相談者を質問検査できる。質問検査に対する拒否又は虚偽答弁等には、30万円以下の罰金を科す。

3. この規定は2024年4月1日から実施する。

戦前、警官が演説に問題あるとして「弁士中止」と発した亡霊の再来といえる規定である。民主主義は国民が主権者としての自覚を持ち、自らの手で自らのための政治を行うことを身上とする。日本国憲法を真の民主主義憲法にするには、国民主権、基本的人権の二本柱を重視しなければならない。

戦前の納税方式は、政府が納税額を強制する賦課課税制度であった。戦後、納税の自由権として申告納税制度が確立された(憲法13条、国税通則法16条)。

思想および良心の自由は絶対に不可侵である(憲法19条)。思想の自由があっても、思想を發表し、他人に伝える自由がなければ思想の自由はなきにひとしい。

先に述べたように、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、社民党の4党は22年6月10日、消費税減税と適格請求書(インボイス)制度廃止などを盛り込んだ消費税減税野党共同法案を衆院に共同提出した。

命令規定は共同提案のような思想を阻止するために出現したものであり、消費税を主たる財源とし他国を空爆する「敵基地攻撃」に反対する人々に対する財務機構を通じて行う治安政策

である。国民は、自由と人権を守るためどれだけ多くの尊い犠牲が払われたかを思いをめぐらせ、弾圧規定に対抗し、自らの努力で憲法21条が保障する集会・結社・表現の自由を守り抜いて後世に伝える義務がある。

5. インボイス

消費税額は、①(課税売上×税率)から②(課税仕入×税率)を差し引いて算出する。①から差し引く②は「仕入税額控除」と呼ばれる。仕入税額控除は、平成28年度(2016年度)税制改定において、2023年10月から適格請求書等(インボイス)がなければ認められないとする改悪がなされた。

v v 税制改革法10条2項は、消費税の「本質的な課税標準」はあくまで「課税売上額から課税仕入額を差し引いた金額」(付加価値額)であるとした規定である。端的に言うと、10条2項は、仕入税額控除をしなければいけないという規定である。仕入税額控除が否認されるのは、①仕入税額を証明する帳簿や請求書がないか、あっても全く信用できない、②課税仕入額が推測できない、③仕入が架空である場合にしか使えないきわめて例外的、限定的な規定である(注6)。国税庁がいうインボイスがなければ仕入税額控除はできないという宣伝文句は、税制改革法の前では、あえなく崩壊、無効となる。また、税制改革法10条2項は、取引慣行および納税者の事務負担に極力配慮するように述べている。帳簿方式は、事業者が自ら記帳した帳簿にもとづいて仕入税額控除を算出して納付する消費税の金額を計算するという方法である。現在、事業者はそれぞれの方法で、請求書や領収証を作成している(憲法13条の自己決定権)。これら私的事項は公権力の介入・干渉なしに行う慣習が定着している。インボイス強行理由は、全取引の国家管理とインボイスで売上増となる電子産業の莫大な利益確保である。

6. 調査官の治安維持犯罪

税務職員は、税法の規定が、いくら読んでもさっぱり意味がわからないことをよいことに、常識などで税法は理解することはできないという観念をうえつけてきた。法律のなかでも、意

味不明な規定が多い税法を利用して税務官僚は、納税者には耳慣れない言葉を使い、納税者の頭を混乱させる。調査官にとっては集団的無責任主義がまかりとおる職場において、自分が決定的責任を負わないこと、しかも自分の違法な課税処分がノルマをあおる上役からとがめられない安心感から、課税処分の正しさより、なにごともなく徴収成績が上がることを大切にす。調査官は税務署の権威をふりかざして、権威を維持するため、暴力的な発言さえ辞さない。調査官はこれによって法的な正しさを識別する眼を失い、見境なしに徴税攻勢を行う。逃口上と責任のがれを可能にするのは、はっきりしない税法を制定し、強権的な行政の下でそれを運営するからである。

納税者は調査官の行為について次の規定との関係で検証することが必要である。

(1) 憲法 13 条 (プライバシー権)

国民は、家庭内の私事その他の個人の私生活に係る事柄、又はそれを他人や社会から知られず、干渉されない権利を有する (プライバシー権)。憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(13 条) と定め、この権利を認めている。私生活への侵入と私事の公開を許さないことは、個人の人格的生存にとって必要不可欠な基本的権利である。

(2) 憲法 35 条 (住居の不可侵)

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(3) 刑法 130 条 (住居侵入等)

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(4) 刑法 193 条 (公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したと

きは、2 年以下の懲役又は禁錮に処する。

(5) 刑法 193 条 (特別公務員職権濫用)

裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、6 月以上 10 年以下の懲役又は禁錮に処する。

(6) 刑法 195 条 (特別公務員暴行陵虐)

裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、7 年以下の懲役又は禁錮に処する。2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(7) 刑法 222 条 (脅迫)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(8) 刑法 223 条 (強要)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

(9) 守秘義務

税務調査官の守秘義務は、税務行政という特定の公務の特殊的性質から、その執行により納税者の利益を損なうことのないように次の規定がおかれている。

① 国家公務員法 100 条 1 項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 国家公務員法 109 条 12 号

各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又

は3万円以下の罰金に処する。12 第100条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者

7. 人類の絶滅危機

(1) 核戦争

岸田首相は、21年11月27日に行われ自衛隊の観閲式の訓示で、日本を取り巻く安全保障環境は大きな動きを見せているとして、いわゆる「敵基地攻撃能力」の保有も含めあらゆる選択肢を排除せず検討し、必要な防衛力を強化する考えを重ねて示した。軍事予算案のミサイルの着弾点延長開発は敵基地攻撃用である。今は核軍拡の時代、核戦争による生物の絶滅危機を避けなくては、人類を含む生物は地球上から姿を消す。

(2) 気候危機

世界各地の異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などの気候危機は大問題である。日本でも、「経験したことがない」豪雨や暴風、猛暑など、きわめて深刻、2021年の夏も、大雨特別警報や「緊急安全確保」の指示が頻繁に出され、洪水・土石流が起り、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたしている。食料生産も減少するなど人類と地球環境は打撃を受ける。それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大だ。大気中の温室効果ガスが一定濃度をこえてしまうと「後戻り」できなく、3-4度上昇の気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態となる。

(3) 22年度エネルギー関連予算

エネルギー関連予算は、22年度一般会計予算案の36.3%に当たる4,269億円が原子力発電関連に使われている。危険な原発に頼ることなく脱炭素を実現するためには、予算の使い方を換え、省エネルギーと再生可能エネルギーに重点を置くことが求められる。

(注1) 法案の概要は以下の通りである。

消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案

(趣旨)

第1条 この法律は、現下の物価の高騰による国民生活及び国民経への悪影響を緩和すると

もに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるものとする。

(消費税の減税等)

第2条 令和五年四月一日以後の消費税率（地方消費税率を含む。）については、当分の間、軽減税率を含めて百分の五と一律にする特例を設けるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

2 消費税の仕入税額控除に関する適格請求書等保存方式に係る制度は廃止するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

3 政府は、前二項の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことのないようにするものとする。

(個人所得課税の累進性の強化)

第3条 個人所得課税については、最高税率の引上げ等により累進性を強化するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(法人課税に関する措置)

第4条 法人課税については、税制全体の見直しにより、所得の高い法人に対し、その所得に見合う税負担を求めるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。2 法人税に係る交際費等の損金不算入制度については、損金に算入することができる額を引き上げるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(金融所得課税に関する検討)

第5条 政府は、金融所得課税を総合課税に移行することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定める必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

(注2) 通則法74条の10は次の規定である。

前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

(注3) 通則法126条(煽動罪)は次の規定をした。納税義務者がすべき国税の課税標準の申告(その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。)をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収若しくは納付をしないことを扇動した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。2 納税者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、又は国税の徴収若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(注4) この事件について、最高裁は、扇動行為があれば扇動罪は成立し、他人が犯罪を実行しなくても、ピラを置いただけで扇動罪になるとした(最高裁第一小法廷、昭和29年5月20日)。

(注5) 所得税法や法人税法違反は次の規定である。「偽りその他不正の行為により、所得税を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(所得税法238条)。

「偽りその他不正の行為により、につき法人税を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(法人税法159条)。

(注6) 筆者は、すでに「仕入れ税額控除は中小企業にとって権利でもあるわけだから、帳簿や請求書がまったくないとか、よほどのことがない限り控除は認めるべきだ」と指摘した(朝日新聞社『アエラ』1997年9月15日号)。

V運動で悪法を阻止する

税法が、法の制定過程、その後の運用において納税者に有利に作用するか、税務署の納税者いじめの材料となるかは、力関係の推移によって決まる。

憲法の下では、国民が主権者であり、政府が行う国政は国民によって信託されているにすぎない。「法律による行政」とか「法治主義」ということばの理解には、一般的に、二つの対立的な立場がある。一つは、法律を道具として人民を支配すると理解し、もう一つは、行政が行政権者の勝手気ままなふるまいによってなされることを防止するために、法にしたがっていない

い行政をしてはだめだと理解する立場である。

税法の分野においては、納税者はそっちのけで、課税庁の言い分を解説する論者が大手を振っている。「法律による行政はむしろ行政をやりにくくするところに主眼があるのである。したがって行政法の解釈も、行政をやりにくくするような方向で解釈されねばならない。それが、行政を法律でしばる、行政を法に従属させるといふことの本当の意味であり、行政法解釈の根本原則であろう」との指摘をかみしめなければならない(渡辺洋三『法社会学研究1・現代国家と行政権』東京大学出版会)。

したがって、列挙したような悪法が制定されても、その害悪を最小限に食いとめるために運動をし、権力の手足をしばる解釈をかちとることが重要である。